

5 循第 462 号  
令和 5 年 12 月 20 日

一般社団法人えひめ産業資源循環協会  
会長 西山 周 様

愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課長

県外産業廃棄物の処分又は保管に係る事前協議の承認実績について

県外産業廃棄物の処分又は保管は、愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱第 6 条ただし書に基づき、事業者等に、事前に県と協議し、県が生活環境保全上に支障がなく、かつ、やむを得ない理由があると認めるとき、実施するよう求めているところです。

このたび、同要綱の適切な運用に資するため、現在の承認状況の概要を県ホームページ（下記 URL）において公開することとしましたので、貴会会員に御周知していただきますようお願いいたします。

記

<https://www.pref.ehime.jp/kurashi/gomi/sangyo/index.html>

(参考) 愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱

[https://www.pref.ehime.jp/kankyoku/k-hp/hozen/yoko/index\\_youkou.html#Y6](https://www.pref.ehime.jp/kankyoku/k-hp/hozen/yoko/index_youkou.html#Y6)

担当・連絡先

愛媛県県民環境部循環型社会推進課  
産業廃棄物係 小池

TEL:089-912-2358 FAX:089-912-2354